平成２１年（フ）第３９０号
大分市王子新町４番24号
債務者　野田　房江
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９号
大分県国東市武蔵町内田740番地６コーポ武蔵204号室石井和好方、住民票上の住所大分県国東市国東町富来1047番地
債務者　石丸かおり
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
大分県速見郡日出町大字豊岡785番地１フローレンス海岸通りＢ106
債務者　井上　真樹
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
宮崎市橘通東５丁目１番６号　クローネマンション303号
債務者　前田亜紀子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７号
宮崎県日南市中平野２丁目11番４―35号
債務者　堺　　明海
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
宮崎県都城市下長飯町416番地60
債務者　鳥取　洋則
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１１５号
宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓4322番地13
債務者　下村めぐみ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１３３号
宮崎県西諸県郡野尻町大字三ケ野山3420番地
債務者　堀之内啓子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１８９号
長野市川中島町御厨195番地182御厨団地Ａ―119号、前住所長野県上水内郡信州新町大字上条289番地２
債務者　久保田幸裕
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１号
長野県上伊那郡飯島町飯島2442番地50　コーポＭ１－１―102号
債務者　佐藤　幸起
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３２号
長野県上伊那郡飯島町飯島2442番地50　コーポＭ１－１―102号
債務者　佐藤久美子（旧姓竹井）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３４号
長野県伊那市高遠町西高遠948番地
債務者　北原　順子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３５号
長野県伊那市東春近1587番地１
債務者　小椋美津子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３８号
長野県伊那市境1700番地
債務者　伊澤　敬子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３９号
長野県駒ヶ根市赤穂497番地2196　コーポ・コタロー202
債務者　北澤　　章
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第４０号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134番地535　ヨシノハイツ１号
債務者　平尾　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１７６号
兵庫県明石市魚住町鴨池７－３―101
債務者　ユニコンキャピタルこと　南　　康夫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係